



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 不二ラテックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊藤 研二
(コード：5199、JASDAQ)
問合せ先 常務取締役執行役員財務部長 畑山 幹男
(TEL 03-3293-5686)

株式併合、単元株式数の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 69 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合に係る議案を付議し、併せて本定時株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件とした単元株式数の変更および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所では、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、また、株主の皆様の権利に影響を及ぼすことがないように、株式併合を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	12,861,992 株
株式併合により減少する株式数	11,575,793 株
併合後の発行済株式総数	1,286,199 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	1,721人 (100.0%)	12,861,992株 (100.0%)
10株未満のみ所有株主	164人 (9.5%)	227株 (0.0%)
10株以上所有株主	1,557人 (90.5%)	12,861,765株 (100.0%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様164名(所有株式数の合計227株)は、株主様としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更の議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載しましたとおり、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するために実施するものです。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更の議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 提案の理由

- ① 当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、所要の変更を行うものであります。(変更案第2条)
- ② 本定時株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合(10分の1)に応じて発行可能株式総数を3,000万株から300万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日の経過をもって本附則を削除するものといたします。(変更案第6条、第7条、附則)

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>ゴム製品の製造、加工および販売</u></p> <p>6. <u>プラスチック製品の製造、加工および販売</u></p> <p>7. <u>医療機器、医薬品、医薬部外品、健康食品、食料品、健康機器の製造、加工および販売</u></p> <p>8. <u>日用品雑貨、玩具、防臭剤、石油化学製品の製造、加工および販売</u></p> <p>9. <u>精密機械器具、機械工具、電気装置機器の製造、加工および販売</u></p> <p>10. <u>免振器具の製造および販売</u></p> <p>11. 衣料品の販売</p> <p>14. 工業薬品の販売</p> <p>22. 酒類の販売</p> <p>12. 前各号の製品の輸出入および保管・管理</p> <p>13. 不動産の賃貸管理</p> <p>16. 音楽、演劇、映画、遊園地、スポーツ等の入場券および商品券の委託販売ならびに各種催し物の企画、運営の請負</p> <p>17. 広告宣伝の情報媒体の企画および販売</p> <p>25. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>2. <u>理・美容関係製品の製造、加工および販売</u></p> <p>3. <u>美容機器の製造、販売およびリース</u></p> <p>4. <u>美容サロンの経営</u></p> <p>5. <u>ゴム製品製造機械、緩衝器製造機械の製造および販売</u></p> <p>15. <u>旅客鉄道会社乗車券用磁気カードおよびレホンカード等の料金前払カードの販売</u></p> <p>18. <u>損害保険代理業</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>ゴム製品およびゴム製品製造機械の製造、加工ならびに販売</u></p> <p>2. <u>プラスチック製品の製造、加工および販売</u></p> <p>3. <u>医療機器、医薬品、医薬部外品、健康食品、食料品、健康機器および化粧品の製造、加工ならびに販売</u></p> <p>4. <u>日用品雑貨、玩具、防臭剤および石油化学製品の製造、加工ならびに販売</u></p> <p>5. <u>緩衝器、油空圧精密機器および免振器具の製造、加工ならびに販売</u></p> <p>6. <u>前号製品の装置機器および型の製造、加工ならびに販売</u></p> <p>7. 衣料品の販売</p> <p>8. 工業薬品の販売</p> <p>9. 酒類の販売</p> <p>10. 前各号の製品の輸出入および保管・管理</p> <p>11. 不動産の賃貸管理</p> <p>12. 音楽、演劇、映画、遊園地、スポーツ等の入場券および商品券の委託販売ならびに各種催し物の企画、運営の請負</p> <p>13. 広告宣伝の情報媒体の企画および販売</p> <p>14. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
19. <u>コンピューターならびにその周辺機器およびソフトウェアの販売</u>	(削 除)
20. <u>娯楽施設（ボウリング場）の運営</u>	(削 除)
21. <u>ボウリング用品の販売</u>	(削 除)
23. <u>化粧品の販売</u>	(削 除)
24. <u>各種自動販売機の販売およびリース</u>	(削 除)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000</u> 株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,000,000</u> 株とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
附 則	附 則
(監査役の責任免除に関する経過措置)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
(条文省略)	(現行どおり)
(新 設)	(<u>定款一部変更の効力発生日</u>)
	<u>第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の変更の効力発生日は、平成29年10月1日とする。なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案および定款一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更および定款一部変更の日程

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 15 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 28 日 (予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (4) 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (5) 定款一部変更の効力発生日 | |
| ・第2条 | 平成 29 年 6 月 28 日 (予定) |
| ・第6条および第7条 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |

(注) 上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きとの関係で、平成29年9月27日をもって、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

[添付資料]

(ご参考) 株式の併合および単元株式数の変更に関するQ&A

[添付資料]

(ご参考) 株式の併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。
今回、当社では10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。
今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 株式併合および単元株式数の変更の目的を教えてください。

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。
併せて、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、また、株主の皆様の権利に影響を及ぼすことがないように、10株から1株への株式併合を行うことといたしました。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

【株式併合前後での単元株あたりの資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株あたり純資産額	資産価値		株式数	1株あたり純資産額	資産価値
1,000株	200円	200,000円		100株	2,000円	200,000円

Q 5. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金も減少するのですか。

A 5. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株主併合の効力発生後においては、株式併合を勘案して1株あたりの配当金を設定させていただく予定です。したがって、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましても、配当は発生いたしません。

Q 6. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

【株式併合および単元株式数前後での所有株式数および議決権数のイメージ】

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000 株	2 個		200 株	2 個	なし
例②	1,200 株	1 個		120 株	1 個	なし
例③	567 株	なし		56 株	なし	0.7 株
例④	8 株	なし		なし	なし	0.8 株

- ◇ 例①に該当する株主様は特段のお手続きはございません。
- ◇ 例②、例③に発生する単元未満株式（例②は 20 株、例③は 56 株）につきましては、ご希望により「単元未満株式の買取り」制度をご利用できます。
- ◇ 例③、例④に発生する端数株式（例③は 0.7 株、例④は 0.8 株）につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ◇ 効力発生前のご所有株式数が 10 株未満（例④の 8 株）の株主様におかれましては、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、当社株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

(※) 株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記載された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくは、お取引の証券会社または株主名簿管理人（日本証券代行株式会社 代理人部）までお問い合わせください。

Q 7. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社または株主名簿管理人（日本証券代行株式会社 代理人部）までお問い合わせください。

Q 8. 株式併合後でも、単元未満株式の買取りはできますか。

A 8. 株式併合後においても、株式併合前と同様に単元未満株式の買取りをご請求いただけます。なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社または株主名簿管理人（日本証券代行株式会社 代理人部）までお問い合わせください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 下記のスケジュールを予定しております。

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 15 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 28 日
1,000 株単位での売買最終日	平成 29 年 9 月 26 日
100 株単位での売買開始日	平成 29 年 9 月 27 日
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
発行可能株式総数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
株式割当通知の発送	平成 29 年 11 月上旬
端数株式処分代金のお支払い	平成 29 年 11 月下旬～12 月上旬

Q10. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A10. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒103-8202

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号

日本証券代行株式会社 代理人部

電話番号：0120-707-843（通話料無料）

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土日、祝日を除く）

以 上